

<対策のポイント>

原子力被災12市町村において避難指示の解除が進みつつある中、**営農を再開する農業者を対象に、農業用機械・施設の導入等の初期投資に対する支援**を行うことで、営農再開を加速化します。

<政策目標>

原子力被災12市町村において農産物生産の中止等を余儀なくされた農地のうち、**6割の営農再開**を図る。

<事業の内容>

福島県に基金を造成し、原子力被災12市町村において、**営農再開に必要な機械・施設の導入等を支援**します。

1. 農業用機械・施設の導入支援

- 原子力被災12市町村において、農業者が営農を再開するために必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

2. 果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入支援

- 原子力被災12市町村において、果樹農家等が営農を再開するために必要な果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入を支援します。

<事業イメージ>

<補助対象経費>

- ・農産物の生産、流通、販売に必要な機械の導入に要する経費
- ・農産物の生産に必要な施設の整備及び施設の導入に必要な撤去に要する経費
- ・果樹の新植・改植、花き等（生産が複数年継続するもの）の種苗等の導入に要する経費

<対象者>

原子力被災12市町村において、営農再開等を行う農業者等（農業者、集落営農組織、農業法人等）



<補助対象経費の上限額>

原則1,000万円（特認3,000万円）



<資金の流れ>

